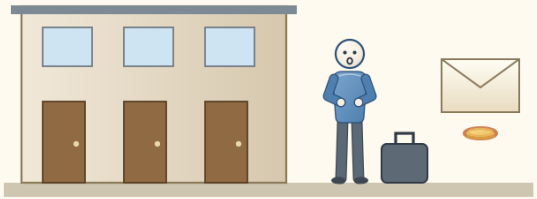
争いを解決する道すじ：裁判だけではない

個人と個人の間で起きた争いは、どのような方法で解決できるか



場面（架空）

一人暮らしの部屋を出るとき、
あずけた敷金がほとんど返って
こなかった。どうすればよいか

争いを解決する方法は、裁判だけではない。下の段ほど、手続きにかかる時間や費用が増えやすく、相手との関係を続けにくくなりやすい（目安）



1 当事者どうしで話し合う

契約書や部屋の記録をいっしょに確かめる



2 相談する

消費生活センターや法テラス（日本司法支援センター）など



3 第三者に間に入ってもらう

民事調停など：勝ち負けではなく、話し合いで合意をめざす



4 民事裁判

裁判所が判決などで解決する（少額の争いの手続きもある）

時間や費用　少ない → 多い

相手との関係　続けやすい → 続けにくい

※ どの段で解決すべきかは示さない。争いの内容や相手との関係によって、方法を選ぶ。

※ 場面は架空。手続きの名前は2026年の制度による。